

18

産婆規則公布以降の産婆の管理

—神奈川県を事例にして—

小川 景子

順天堂大学大学院医史学・医の人間学／東海大学医療技術短期大学

【はじめに】

現在の助産師に相当する職業は、明治期に産婆として資格規定された。その始まりは、明治7年に公布された医制である。この規則は東京・大阪・京都の三府に向けて公布されたもので、その他の県はその実情に合わせ規則を定め管理した。その後、明治32年には全国的に統一した「産婆規則」（勅令第345号）が公布された。また同年には、「産婆試験規則」「産婆名簿登録規則」が公布された。これらの規則に基づき地方長官が、産婆の試験や名簿登録、業務の禁止命令等を実施することとなったが、各府県でどのような規則を定め産婆を管理したのかは、これまで報告が少ない。そこで本報告では神奈川県を事例にして、産婆規則が公布された明治32年以降、同規則が「助産婦規則」に改正される昭和22年までの間に公布された産婆に関する規則を『神奈川県公報』より収集し、産婆の管理について分析する。次に『神奈川県統計書』をもとに、当該期の産婆数の推移や産婆試験実施状況を概観する。

【結果・考察】

神奈川県では、「産婆試験規則」に基づき明治33年に「産婆試験受験人心得」を公布した。それは全8条からなり、試験の手続きや出願書類の書式等を定めている。これによれば、試験は年2回で、願書は郡市役所を経て県庁へ提出された。この規則は、昭和2年に全15条へ改正された。主な改正点は、願書の提出先が郡役所から所轄警察署へ変更されたことである。また、学説試験を2日間実施すること、実地試験は実地及び口答試験に分けて行うことなど、試験方法がより詳細に示された。さらに昭和8年には「産婆其ノ他試験受験人心得」へと改正され、看護婦、鍼術、灸術、柔道整復等と共に試験が管理された。

次に、産婆規則を運用するための「産婆規則施行細則（以下、『施行細則』とする）が、大正4年に公布された。そこでは、産婆が業務に従事する時は、白色の被布を着用し左胸部に徽章をつけることを指示している。神奈川県では、第二次世界大戦直後でも一部の地域に無資格で助産を行う者がいたことを考えると、被布や徽章の着用は無資格者と区別するための方法と考えられる。また、同時に「産婆規則施行手続（以下、『施行手続』とする）が、神奈川県知事から警察署や警察分署宛てに出された。そこでは、警察署が産婆名簿登録の申請書を受理した際に、墮胎罪やその他の業務に関する罪などを犯していないか、試験に関する規定に違反していないか等、調査し意見を進達することが定められている。また警察官署には、所定の産婆名簿を備え置き、異動があった際には追加訂正することが定められている。以上のことから、施行手続は県知事が定め、実際の管理は警察署が行っていたことが確認できた。なお、施行細則は昭和3年に改正され、産婆が出張所を設ける場合の届出及び、妊婦の診断簿を作り3年間保存することを義務付けた。

次に、産婆試験の実施状況をみる。例えば、大正元年の全科目受験者は81人（合格率：27.2%）で、昭和元年は892人（3.7%）、昭和11年は912人（13.4%）である。これらのことから、合格率に幅があるが一度の試験で学説・実地両方に合格する可能性は低かったことがわかる。

次に産婆数は、産婆規則公布の前年にあたる明治31年は289人だったものが、大正元年には479人、昭和元年には1,054人、昭和11年には1,746人へと急速に増加している。こうした背景には、産婆規則公布以降に神奈川県内で産婆養成所が11校設立され、その養成数が増加したことや、資格を持った産婆に出産を依頼することが人々の中で定着していったことがあると考えられる。